

# 安来節演芸館出店規約

## 1. 搬入出に関する事項

- (1) 搬入出経路は演芸館の指示に従い、所定の場所へ侵入及び退去してください。
- (2) 搬入出時は事故防止に努めて下さい。人身事故、車両の破損など駐車場および会場周辺道路等での事故について、演芸館は一切責任を負いません。
- (3) 搬入時間に遅れた場合、出店出来ない場合があります。
- (4) 営業中は発電機への給油、並びにガソリン携行缶の持ち込みは出来ません。
- (5) 搬入出経路は係員の指示に従い、侵入及び退去してください。

## 2. 禁止事項：以下の販売および行為を禁止します。

- (1) 社会通念上不適切と思われるもの、わいせつ物など公序良俗に反するもの、及び法令に抵触する物品の持ち込み、販売、および行為。
- (2) 偽ブランド品やコピー商品などの違法商品、盗品、危険物の場内への持ち込み、および販売。
- (3) 飲料および食品の販売。（飲食店を除く）
- (4) 演芸館の許諾を得ていないチラシ配布、アンケート回収、契約行為、勧誘および企業広告的な内容等の出店。
- (5) 演芸館営業時間前後の物品や金銭の取引、および敷地内で他の出店者等から購入した物をご自身の出店場所で転売する行為。
- (6) 指定外スペースの占有、拡声器等の使用、申請外品目の販売、および強引な販売行為。
- (7) 演芸館が不相当と判断したものの販売、行為。

## 3. 飲食店の出店に関すること

- (1) 食品衛生に充分注意し、保健所等への必要な申請は出店者の責任で行い、食中毒やその他事故の責任は出店者で負うこと。（演芸館は一切責任を負いません。）

## 4. その他

- (1) 記録(画像・映像等)の取り扱いについて、演芸館ホームページを始めとする広報を目的として、撮影する場合があります。
- (2) ご自身の出店場所および周辺の掃除を必ず行い、ゴミ、売れ残り商品等は出店者が持ち帰り処分してください。出店場所への放置、帰宅途中での投棄は厳禁とします。

以上、本規約を遵守できない場合や、お客様や近隣からのクレーム、並びに他に迷惑をかける行為などを行った場合は、演芸館敷地内より退場して頂き、今後の出店をお断り致します。

安来節演芸館出店規約

2024年6月制定

2024年10月改定